

第 30 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 12 月 22 日（木）午後 3 時 00 分から午後 4 時 08 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（3 名）

	3 番	大野	和也
	6 番	中島	孝
	21 番	大澤	慶博

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 農地法第 32 条第 1 項の規定に基づく利用意向調査の結果について
- 第 2 号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第 4 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
- 第 5 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 号 現況証明について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 30 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、10 番渡邊委員、11 番菅野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、3 番大野委員、6 番中島委員、21 番大澤委員より欠席、13 番白木委員より遅参する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第 1 号「農地法第 32 条第 1 項の規定に基づく利用意向調査の結果について」を議題といたします。事務局から報告第 1 号の説明をいたします。
事務局	報告第 1 号「農地法第 32 条第 1 項の規定に基づく利用意向調査の結果について」私からご報告申し上げます。この件につきましては、先月の総会時にご報告いたしました、忠類地区における遊休農地の取り扱いの中で、農地法に基づく利用意向調査の実施という事で皆さんにご報告して、その形で今後事務を進めて行くという承諾を得ましたので、早速実施いたしました。11 月 30 日に私と支局長で〇〇さん宅を訪問いたしまして、利用意向調査を持参して、調査の目的、記載方法、提出期日・翌年 1 月末までという基本的な事項に加えまして、この利用意向調査の結果によっては農業委員会からの勧告が実施されますと、利用意向調査の回答が無い、あるいは回答したにも関わらずそれから 6 カ月経過後に回答通りの行動に出ないといった場合に、農業委員会からの勧告がありまして、中間管理機構と協議しなさいとこちらから言わざるを得ませんと〇〇さんにご報告いたしました。その段階ではまだ内容をお話ししましたように、どこかの事業者が自分の畑を高く買ってくれると話をされていたので、とりあえずお渡しして回答の内容については、不明な点があったら連絡くださいと、その日は帰庁しました。その日の夕方なのですが、午後 4 時過ぎに〇〇さんが忠類支局に見えられまして、そこでもお話しまして、その時に今後の農地の利

用意向についてどうお考えですかと再度聞いたところ、〇〇さんの方から、どうやら自分は誤解していたようだという話が出まして、どこかの事業者が高く買ってくれるという事は自分の誤解だったようだという事を口にされまして、それでその時に、その様なことでそれは〇〇さんでしか解決できない事なので、委員会として事業者とどうのこうのという事は言えないけれども、〇〇さんの方でそういう結果に至ったのであれば、今後農地について当然にして自分で耕作するか誰かに貸すかしなければならないですよとお話ししたところ、本人から農地については第三者に賃貸したいという回答を口頭で得ました。利用意向調査に基づきまして、本人から農地における利用の意向についてという回答文書なのですが、それがありますので、口頭で〇〇さんの意向については今聞いたけれども、回答書に住所・氏名・押印をいただいて回答してくださいとお話しをしました。それで12月8日に〇〇さんに電話をして忠類支局までご足労願えないかという事で、午後4時頃に〇〇さんがお見えになってそこで回答書の必要事項を記入していただいて受理したところであります。回答の内容につきましては、先ほどお話ししましたように、自分の所有農地につきましては第三者に対して賃貸に出します。ただ、家の周りと言いますか、家のちょうど目の前なのですが、そこについては自分で緑肥作物を植えて管理したいので、そこだけは自分の手元に残したいと、残りの残地については全て賃貸に出しますと本人から回答書をいただいたところであります。それで、今回の遊休農地につきましては大きく共栄番地と協徳番地がありまして、共栄地番の土地についてはかなり前から使いたいという農家の方の声がありましたので、共栄地番につきましては早速公社の斡旋を使って賃貸に持っていく事で話を進めておりまして、今日の午前中に〇〇さん宅にお邪魔しまして、利用調整の申出書に印鑑をいただいたところであります。それで、協徳地番の土地なのですが、〇〇さんと利用意向調査の関係で色々話した中で、忠類村時代に一部砂利を取った畑が含まれているという話を本人から聞きまして、状況的にはその土地も本人が砂利を取った後に違う人から買った畑で、買ってから牧草を一回蒔いただけで、それからは使っていないと本人から聞きまして、本当は協徳と共栄と一緒に斡旋に出したかったのですが、今回は共栄だけを利用調整かけることにいたしまして、協徳につきましては来年雪がとけた後に現地を見て、農地として復元可能かどうか判断した上で再度〇〇さんと話をして、賃貸に持っていくかあるいは別の方法で農地以外にするか検討して行きたいと考えているところであります。私からは以上です。

議長	報告第1号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。
22 番	今回、事務局から説明がありましたが、共栄地区また協徳地区は自分の担当地域です。皆さんに大変いろいろ心配をかけたことに対しまして深くお詫び申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。
議長	他に質疑ございませんか。質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」農地所有適格法人報

議長	告書について、11 法人から提出がありましたので報告いたします。いずれも書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。 報告第 2 号について説明を申し上げました。何かご質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。
議長	次に報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号 1 番から 10 番を説明いたします。
事務局	報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書 1 ページから 3 ページの 10 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 3 号 1 番から 10 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 1 番から 10 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 4 号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号 1 番、2 番を説明いたします。
事務局	報告第 4 号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について確認をしておりますので報告いたします。案件は議案書 4 ページの 2 件でございます。12 月 15 日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 4 号 1 番、2 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号 1 番、2 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 5 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 5 号 1 番から 3 番の説明をいたします。
事務局	報告第 5 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は

議長	議案書 5 ページの今月 16 日、19 日に町公社が利用調整を行った 3 件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。 報告第 5 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 5 号 1 番から 3 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番から 3 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 1 号 1 番から 3 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第 5 号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った 3 件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	議案第 1 号 1 番から 3 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番から 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番から 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

19 番	19 番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 3 番から 6 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 3 番から 6 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 2 ページ、3 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番から 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 3 番から 6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 7 から 14 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 7 番から 14 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 4 ページから 7 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 7 番から 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 7 番から 14 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 15 番から 20 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 15 番から 20 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 8 ページから 10 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番 20 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 15 番から 20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 15 番から 20 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 2 号 21 番から 28 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 21 番から 28 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 11 ページから 14 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 21 番から 28 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 21 番から 28 番は原案のとおり可決されました。 次に議案第 2 号 29 番、30 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 29 番、30 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 15 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。これらの案件は、今月 19 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 29 番、30 番について原

案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号29番、30番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号31番、32番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号31番、32番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書16ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番ご説明いたします。これらの案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号31番、32番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号31番、32番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号33番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号33番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書17ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、先月買入要請を行った案件でございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所用権移転については問題な

	いと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号33番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号33番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。この案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は別添条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	24 番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 3 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 3 番について議案書をもとに朗読】 内容につきましては農地法第 3 条調査書 3 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。この案件につきましては、経営移譲に伴う親から子への使用貸借でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 4 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。この案件は、今月15日に深松委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は大野委員でございますが、本日総会に欠席されるということでしたので私が説明させていただきます。この案件は、今月15日に深松委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件は、今月15日に深松委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号7番から9番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番から9番について議案書をもとに朗読】

これらの内容につきましては農地法第3条調査書7ページから9ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は、今月15日に高野委員、大澤委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
18 番	10a 当たりの単価が凄く細かく出ていますよね。その理由は 3 条だからですか。でも他のところでは約 3,500 円とか約 10,000 円とかですよ。ここの 3 つだけは凄く細かくなっているのですけど、何か理由があればお願いします。
事務局	いえ、理由は特にございません。申請書に記載のと通りの額を議案に載せているだけでございます。
7 番	さきほどの質問に対して、事務局の回答は非常に不適切だと考えます。ほかには約いくらかと記載され、この 7 番から 9 番だけ細かく記載されています。この場合、本来 2,988 円は約 3,000 円と記載されるべきです。利用調整会議でも、端数は切り捨てますけども、面積で割り返すと約いくらかと、本来 9,998 円だとしても約 10,000 円と記載されています。なぜこの 7 番から 9 番については、細かく記載されていることがよくわかりません。事務局の入力ミスか何かではないのですか。
事務局	本人が申請書に入力をしてきた案件でございますが、総会にあげる時点で全体を統一して約をつけて記載していきます。今後気をつけますのでよろしく願いいたします。
議長	よろしいですか。他に質疑ございませんか。ありませんか。質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番から 9 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 7 番から 9 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 10 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 10 番について議案書をもとに朗読】 内容につきましては農地法第 3 条調査書 10 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、今月 15 日に高野委員、大澤委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 10 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 10 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 11 番ついて事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 11 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 11 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24 番	24 番説明いたします。この案件は、今月 15 日に深松委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 11 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 11 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 12 番ついて事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 12 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書 12 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。この案件は、今月 15 日に深松委員、千葉委員、事務局

とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号13番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号13番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、後継者への生前贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号13番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号13番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号14番について議案書をもとに朗読】

内容につきましては農地法第3条調査書14ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考え

	えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。この案件は、今月 15 日に高野委員、大澤委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 14 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであり、今月 15 日に深松委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 4 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局	【議案第４号３番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13 番	13 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます、今月 15 日に深松委員、千葉委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号３番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号３番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 30 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。